

# 福島県スキー連盟規約 (2018.07.01現在)

## (第1章 総 則)

### 〈名 称〉

第1条 本連盟は、全日本スキー連盟の加盟団体であって、福島県スキー連盟と称する。

### 〈事 務 局〉

第2条 本連盟の事務局は会長の指定する場所に置く。

### 〈組 織〉

第3条 本連盟は、県内のスキー団体をもって組織する。

### 〈目 的〉

第4条 本連盟は組織団体の緊密なる連携により、県内におけるスキー競技の促進とスキー技術の発展を期し、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 〈事 業〉

第5条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会、講習会、検定会の主催・主管または後援
- (2) 各種競技会への選手の推薦・派遣
- (3) 各スキー団体の強化への協力
- (4) 審判員の養成並びに審判技術の研究
- (5) スキー場の整備に対する指導助言
- (6) 傷害事故防止対策
- (7) その他、本連盟の目的達成のために必要な事項

## (第2章 会 計)

### 〈会 計〉

第6条 本連盟の経費は、事業収入、補助金及び寄付金並びに次の各号による加入金、団体登録料、会員登録料及びその他の収入をもって充てる。

(1) 加入金	1団体	20,000円
(2) 団体登録料	30名以内	30,000円
	31～50名	40,000円
	51～80名	50,000円
	81～100名	60,000円
	101～150名	70,000円

	151 名以上	80,000 円
	高体連	40,000 円
	中体連	40,000 円
(3) 会員登録料	一般	6,000 円
	大学生	6,000 円
	高校生	2,000 円
	中学生以下	1,000 円

〈会計年度〉

第7条 本連盟の会計年度は7月1日より始まり翌年6月30日に終わる。

### (第3章 所属団体)

〈所属団体〉

第8条 次に掲げる団体で登録予定者5名以上からなり、本連盟の趣旨に賛同するものは、理事会の承認を得て加入金を納入し、所属団体となることができる。

〈資格喪失〉

第9条 所属団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 所属団体の解散
- (3) 除 名

〈脱 退〉

第10条 所属団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

〈除 名〉

第11条 所属団体が次の一つに該当するときは、理事会の議決を得て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の所属団体としての義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為のあったとき

〈負担金〉

第12条 所属団体は毎年11月末日までに第6条に定める負担金を登録料と同時に納入しなければならない。

### (第4章 評議員、役員等)

〈評議員会〉

第13条 評議員会は各所属団体で登録人員101名以上の団体から3名、51名～100名までの団体から2名、50名以下の団体から1名を選出する評議員をもって構成する。

2 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業の計画と報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要事項

〈役員〉

第14条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名	理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名	常 任 理 事	若干名	理 事	若干名
監 事	若干名	事 務 局 長	1 名	事 務 局 次 長	若干名
庶務・会計	若干名				

〈名誉会長、顧問、参与〉

第15条 本連盟は必要に応じ、評議員会の推薦により、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

〈選出方法〉

第16条 会長、副会長、理事、監事は役員選考委員会において適任者を選考し、評議員会で選出する。

ただし、理事は次の区分により選出するほか、会長は評議員会の承認を得て若干の理事を推薦することができる。なお、SAJ 専門委員は理事会の承認を得て、理事となる。

総務本部	3名	競技本部	3名	教育本部	3名	高体連	2名
中体連	1名	県北地区	3名	県南地区	2名	会津地区	4名
浜通り地区	1名						

〈任務等〉

第17条 会長は本連盟を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は本連盟の業務内容及び会計を監査し、理事会、評議員会に報告する。

第18条 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により選出し、会務を執行する。

副理事長は各本部長とし、理事長、副理事長を除く常任理事は副本部長とする。

第19条 理事長は理事会を代表する。

第20条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。

第21条 専門部は総務本部、競技本部、教育本部の3部制とする。

総務本部を除く競技・教育本部の各部長は各部委員会の互選により、推薦し、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

〈任期〉

第22条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

役員に欠員が生じたときは補選し、理事会の承認を得て、役員にすることができる。その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

## (第5章 会 議)

第23条 本連盟の会議は評議員会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

第24条 評議員会は本連盟の最高決議機関で年1回以上会長が招集し、評議員の過半数の出席により成立する。

第25条 常任理事会は必要に応じ会長が招集する。常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長（各本部長）、副本部長で構成する。

第26条 理事会は本連盟の執行機関で必要に応じ、会長が招集する。

第27条 専門部の会議は必要に応じ本部長が招集する。

第28条 会議は全て、出席者の過半数の同意を得て決定する。

## (第6章 細 則)

〈細 則〉

第29条 本規約の執行については別記連盟組織図のほか、必要な細則は理事会の承認を得て会長が別に定める。

### 附 則

本規約の施行は昭和63年8月7日とする。

昭和21年10月4日制定の規約は廃止する。

### 移行措置

旧規約により存在する専門部委員会等は、新規約による理事会に推薦されたものとみなす。

※規約一部改正	平成元年8月6日
〃	平成3年8月4日
〃	平成5年8月21日
〃	平成7年8月20日
〃	平成10年8月30日（組織図）
〃	平成11年8月29日（組織図）
〃	平成12年8月6日
〃	平成17年8月7日（組織図）
〃	平成23年8月21日
〃	平成25年8月18日
〃	平成27年8月9日
〃	平成28年8月7日